

第12回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年5月30日（金）
午前9時23分から午前10時46分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・なし
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・田中次長・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:23	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第12回日南市農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に5番の歌津芳秋委員、6番の根井明美委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。

全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございます。総会資料4ページ、議案第3号 農地法第5条の許可申請、受付番号12番につきまして、用途が宅地分譲用地となっておりますが、建売分譲用地に修正をお願いいたします。次に取り下げの申請が、3件ありましたので、削除をお願いします。総会資料1ページ、議案第1号 農地法第3条の許可申請、受付番号2番、総会資料8ページ、議案第4号 農用地利用集積等促進計画、受付番号22番、23番につきまして削除をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました3件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議くださいますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が3件で、受付番号1番は、経営移譲のため、受付番号3番は、新規農業経営のため、受付番号4番は、経営規模拡大のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました1件について意見を付さなければなりませんので、ご審議くださいますよう提案いたします。申請内容についてですが、受付番号1番は、駐車場用地のためとなっております。 次に、総会資料3ページ、4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました12件について意見を付さなければなりませんので、ご審議くださいますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が11件で、受付番号1番、4番、8番、10番は、植林のため、受付番号2番、3番は、一般個人住宅用地のため、受付番号5番、7番は、駐車場用地のため、受付番号9番は、資材置場用地のため、受付番号11番は、農業用施設用地のため、受付番号12番は、建売分譲用地のためとなっております。使用貸借権が1件で、受付番号6番は、農業用施設用地のためとなっております。 次に総会資料5ページから8ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、21件につ

10:13	事務局	いて、ご審議くださいますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が21件となっております。 次に、総会資料9ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました1件について当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議くださいますよう提案いたします。受付番号1番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、会議室6になります。細田・大窪地区、北郷地区につきましては、別館1階会議室3になります。以上の会場をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番につきまして、担当委員より報告をお願いします。
	谷 口	15番、谷口です。受付番号1番について説明します。5月25日に譲渡人には電話で確認し、譲受人立会いのもと調査をいたしました。申請地は細田地区の下方で、葬祭場の北側に50m行った農地です。譲渡人は長年、露地野菜を栽培され管理されてきましたが、高齢により農作業ができないということで離農となります。譲受人は、譲渡人の甥で取得後、露地野菜を作付けし、管理していくとのことでした。特に問題はないと思います。ご審議方、よろしく申し上げます。以上です。

10:18	議 長	続きます、受付番号 3 番について、担当委員より報告をお願いします。
	木 脇	北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 3 番について説明します。5 月 27 日、譲受人立会いのもと現地を確認しました。申請地は、道の駅きたごう付近の鶉ノ木という住宅団地の一角です。以前、譲受人が申請地の田んぼの一部を取得されて、家を建てておられます。その残りの土地を取得することになり、今回の 3 条申請になったということです。二畝ほどの小さい畑で現在、梅、柿等の果樹が 3 本ほど植えてあり、今後は家庭菜園として耕作されとのこと。隣接地はすべて住宅地です。何も問題はないと思っています。よろしくお願いします。
	議 長	続きます、受付番号 4 番について、担当委員より報告をお願いします。
	田 中	18 番、田中です。受付番号 4 番について説明します。5 月 25 日に譲受人・譲渡人に確認を取りましたが、譲渡人には連絡が取れず、代理人に確認しました。申請地は鴻上小学校から 500m ほど串間方面に向かった道脇の 7 畝あまりの田んぼです。譲受人はハウス金柑を主体に農業をされております。譲渡人は高齢で離農され、今回、手放すことになったようでございます。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案どおり許可することに決定しました。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、1 件の審議をお願いします。 それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	5 番、歌津です。受付番号 1 番について説明します。現地調査は 5 月 26 日に申請者立会いのもと行いました。申請地は、国道 220 号線の北平山バス停近くの畑になります。駐車場として利用したいという要望があり、転用したいとのこと。転用面積が広いので、事務局も現地を確認したとのこと。

10:19	歌 津	近隣には影響はなく、雨水は砂地なので自然浸透させるということです。土地改良区の区域外なので、影響はないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今の担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は、許可相当とすることに決定しました。 次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、12件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。5月23日現地調査しました。譲渡人には電話で確認し、譲受人は現地で仕事をされており、立合ってもらいました。申請地は、広域農道を北郷方面に行ったトンネルの約500mの手前から西側に行くと瀬田尾地区ですが、その道に入って100mほど下った所の道下になります。申請地付近は、山林化が進み、急傾斜地で鳥獣害も頻発し、現在の機械化農業ができるような所ではございません。譲渡人は高齢のため離農され、申請地を昭和52年に時効取得された時にはすでに杉が植林されていたとのことです。杉を売却するにあたり、無断転用であることが分かりました。事後承認ではありますが、始末書が添付されておりますので、問題ないと思います。譲受人は、申請地近辺を伐採されており、その後は、再造林し育成をしますとのことで、何ら問題ないと考えました。よろしく願いします。
	議 長	続きまして、受付番号2番から4番について、担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号2番について説明します。5月24日に現地調査しました。譲受人・譲渡人には電話で確認しました。申請地は戸高二丁目にある重機レンタル会社の南側になります。譲受人は申請地に住宅を建築する計画で、譲渡人は県外在住で手放すとのことです。なお、建築にあたり境界線は土地区画整理事業により明確になっており、付近一帯は住宅地

	山 本	になっております。境界はブロック塀を設け、庭は芝張りをして土の流出を防ぎ、雨水は市道側溝に流して生活污水等は合併浄化槽を設置し、市道側溝に流す計画となっております。許可妥当と判断しました。 続きまして、受付番号3番について説明します。5月24日に現地調査をしました。譲受人・譲渡人には電話にて確認しました。申請地は、戸高二丁目で10階建て高層マンションの北側約50mの所になります。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのことです。譲受人は住宅を建設したく、土地を探していたが、購入予定地の一部の地目が農地であったため、本申請することです。申請地は整地して、汚水、生活排水は合併浄化槽で処理し、側溝へ排出する計画となっております。許可妥当と判断しました。 続きまして、受付番号4番について説明します。5月23日に譲受人の案内で現地調査をしました。申請地は市のクリーンセンター東側の山手になります。申請地は現在、木が茂っておりますが、譲受人は、整地して杉を植林し、管理する計画です。周囲はすべて山林です。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	井上(友)	2番、井上です。受付番号5番について説明します。5月27日に譲受人、譲渡人、立会いのもと現地確認しました。申請地はホームセンターと病院の裏側の狭い通りにある公民館から約200m向かった所になります。地目は畑ですが、すでに駐車場になっていました。譲受人によると2年前ほどに譲渡人により土地を売却してもらい、駐車場にしましたが、農地と分かり今回の申請になりました。始末書も添付されております。問題ないと思います。ご審議をよろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	5番、歌津です。受付番号6番について説明します。5月26日に本人立会いのもと現地調査を行いました。この申請は3月総会の議案第3号の受付番号9番で申請されましたが、県の審査段階で建築基準法の関係で差戻しがあり、取り下げられ、再申請するものです。今回の申請では、前回の申請より建物が半分くらいになっております。申請地は、県道風田星倉線沿いの農業法人の農地内になります。現在、作業用倉庫はありますが、規模拡大により作業場が狭くなったので隣接して建築することです。排水等は既存の物を利用することです。土地改良区の農地転用許可手続きに必要な意見書も添付し

	歌 津 議 長 平 方	てあり、問題ないと思いますのでご審議よろしく願います。 続きまして、受付番号7番、8番について、担当委員より報告願います。 東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号7番について説明します。申請地は、大字益安の藪下で、日南学園を過ぎ、JA東郷機械センターから右の曲がり、市道を約2km行った日南市し尿処理場の50m手前に位置します。5月23日に譲受人立会いのもと、現地調査、確認を行いました。譲受人は道路を挟んだ向かい側で産廃事業等を行っている法人です。譲受人は近年の事業拡大により、会社や従業員の駐車場が足りない状況になり、3年以上前から長年、耕作放棄地になっていた本申請地の相続人に買受けについて相談しており、相続の手続きの完了に伴い、所有権移転の手続きをするため本申請に至りました。申請地の市道側は譲受人の所有地です。申請地の反対側の隣接地は境界にブロック等を設置して、砂利敷きし転圧します。雨水は地下浸透と近隣側溝に排出いたします。転用により周りの土地等に被害等が生じないように万全に付すそうです。土地改良区の管轄外でもあります。何も問題はなく許可妥当と思います。ご審議の程、よろしく願います。 続きまして、受付番号8番について説明します。この申請は、前年9月に申請されて代表者が亡くなり、取下げられた件であります。調査確認は前回に行いましたが、申請そのものは何ら問題ありませんでした。申請地は県道28号線から左側沿いの市道、林道を約1.5km山間部の方向に入り込んだ所です。申請地までの途中は同法人が伐採済みです。地目は畑ですが、周囲は山林であります。譲渡人は昭和30年に父親から相続したそうですが、その時すでに杉が植林されていたそうです。父も農地転用の知識はなく今回の申請に際して、始末書を提出しております。譲渡人は申請地の管理等がとてできないので、譲受人に売買することとなりました。譲受人は林業を本職としておりますので、地域森林計画に基づき適切な森林管理を行えると思います。周りの山林も譲受人の法人が購入し、管理されている状況です。必要に応じて土砂等の流出防止も努めています。土地改良区外でもあります。今回、申請にあたる今回の法人代表は、皆さんご存じかと思いますが、吉野方の交通事故で亡くなられています。代理人であります行政書士に本申請の確認等を行いました。また法人代表者が亡くなられたが、他の代表か、もしくは法人での申請でもよいか事務局も確認を行いました。本申請について何も問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願います。
--	----------------------------------	---

議 長	続きまして、受付番号 9 番、10 番について、担当委員より報告願います。
川 添	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 9 番、10 番について説明します。5 月 23 日に譲受人に電話をして、5 月 25 日に立会いのもと現地確認をしました。申請地は国道 220 号、伊比井橋を右折して、川沿いに約 200 m 行った右側に家が建っていますが、その横の川に挟まれた場所です。譲受人はそこにサーフィン等の資材置場にするため購入したとのことです。草払いもしてあり、雨は自然浸透で問題ないと思います。 次に受付番号 10 番について説明します。同じく 5 月 23 日に電話し、5 月 28 日に譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、国道 220 号線から富士北郷線を約 30 分行くと個人宅表示の立札がありますが、そこを右折して山頂方向に約 500 m 行った所です。地目は畑となっていますが、譲渡人が相続した時には既に植林がされていました。今回の売買にあたり農地であることが判明して申請したとのことです。譲受人は現在、林業を営んでいて伐採後も植林をして適切に管理をしていくとのことです。始末書及び造林計画書も添付されており、問題ないと思いますが、ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
作 本	8 番、作本です。受付番号 11 番について説明します。現地確認は、5 月 26 日に譲渡人と実施しました。譲受人の代理人とは過去 4 回の面談しており確認済です。申請地は細田上塚田で、市道 54 号線、下塚田と上塚田の境から北に約 500 m 行ったところ です。譲渡人は、養豚業を先代が 60 年前に開業され長年にわたり経営されていましたが、昨年、廃業されました。今回、跡地を群馬県の農業法人と売買契約されるものです。地元、上塚田・下塚田地区と市の立会いのもと 4 回、説明会を実施して、公害防止協定を締結しております。今後、すべての建物を撤去して、新たに施設を建設される計画だそうです。今回の売買で申請地が畑で農地法の許可なしに建設されていたことが分かり、始末書等も添付されています。譲受人の法人からは農地転用申請書、事業計画書等が添付されています。申請は許可妥当と判断します。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。
池 田	16 番、池田です。受付番号 12 番について説明します。5 月 21 日に代理人と申請地の現地確認を行いました。5 月 29

10:23	池 田	日には譲渡人と譲受人に電話にて申請内容を確認したところです。申請地は南郷駅から国道448号線を南に約200m進んだところにあるスーパーのT字路を南郷郵便局の方へ右折したすぐ左手にあります。ホームセンター手前から南側の農道と、先ほどの市道の間に接した農地です。現在、農振農用地区域外になっています。住宅に隣接しており、郵便局方面に住宅が連なっている場所です。申請地は3区画に分割して住宅が建設される計画で、雨水排水は、申請地と南側の道路との間にある排水路に流すとのことです。また、市道側に隣接する用水路が地区に入った形がありますが、この用水路には取り付けないようにとのことで、注意確認をしております。排水路との境界には、擁壁をするということですが、隣接する排水路まわりの環境保全を行うよう住宅購入者に対して周知するようお願いをしております。以上、転用許可について問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第3号について許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について21件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番、2番について説明します。5月28日に貸付人及び借受予定者に電話で確認し、現地を確認しております。申請地は飢肥のガソリンスタンドから都城方面に100mくらい走ると、直線道路沿いに楠原中耕整の田が広がっています。その左右側の周辺の2筆になります。中間管理権の設定の10年更新になりますので、問題ないと思います。ご審議をお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の神原です。受付番号3番について説明します。貸付人及び借受予定者に電話で確

神 原	認ののち、５月２８日に現地調査を行いました。申請地は酒谷地区の秋山で、旧酒谷中学校から道の駅方面に８００ｍほど進んだ所の東側に１筆、約２．５反、国道を挟んで西側１筆、２反弱の水田です。中間管理機構の案件で現在、水田として適切に管理されています。何ら問題はないかと思われます。ご審議方、よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号４番から１２番について、担当委員より報告願います。
金 丸	４番、金丸です。受付番号４番から１２番について説明します。５月２７日、借受予定者立会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷４区下津留地区に広がる農地の一部、酒谷１区種子田地区に広がる農地の一部、酒谷２区中津留地区に広がる農地の一部です。全て農地は適切に管理されており、農地バンクの案件で問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号１３番、１４番について、担当委員より報告願います。
山 本	１２番、山本です。受付番号１３番と１４番を同時に説明します。２件とも申請地は後河内で、電気工事会社がありますが、そこから西の方向へ約８００ｍ進んだ山手の水田です。中間管理権設定の案件なので問題ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号１５番、１６番について、担当委員より報告願います。
平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号１５番、１６番について説明します。申請地は、日南学園を過ぎてＪＡ東郷機械センターを右に曲がり、市道を約２００ｍ行くと左側にハウスが見えます。東九州自動車道に沿ったところにある２筆になります。借受予定者は、新規就農者です。ハウスそのものは前耕作者から無償譲渡されており、中間管理権設定で何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号１７番について、担当委員より報告願います。
日 高	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号１７番について説明します。５月２５日に借受予定者立会いのもと現地の確認調査を行いました。貸付者は宮崎市にお住まいなので、電話で確認し、間違いのないことでした。申請地

10:44	日 高	は、下毛吉田研修センター横の市道を北の方向に約300m行った右側に自動車解体工場の前の市道を挟んだ反対側の水田です。調査結果ですが、現地はきれいにされていて、何も問題はありませんでした。許可妥当と思いますが、ご審議よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号18番から21番について担当委員より報告願います。
	杉 本	10番、杉本です。受付番号18番から21番について説明します。受付番号18番と21番は田んぼが隣続きなので同時に説明します。5月26日、受付番号18番の貸付者は市外にお住まいですので、電話で確認しました。受付番号21番については自宅を訪問しましたが留守でしたので、電話にて確認し、その後現地確認調査しました。申請地は細田萩之嶺地区で萩之嶺バス停の隣にある消防団詰め所から東の方向へ100mから200mの間にハウス団地があります。道路を挟んで右側の6棟の中の下から1番・2番・3番棟の農地になります。受付番号18番につきましては、市外にいるため農地を管理することができないため、受付番号21番につきましては、高齢で管理ができないため農地中間管理機構に預けられるとのことでした。
		受付番号19番、20番につきましては、1枚の農地が2筆になっており親子名義です。5月26日に貸付人と会って間違いありませんとのことでした。その後、現地確認調査をしました。申請地は、西寺研修センターから酒谷の方向へ約300m進み、三差路の交差点を右に曲がって約400m行った福田橋の50m手前を左に曲がると150m先にハウス団地があるところになります。受付番号18番から21番は、30年以上、貸付けされており今回、中間管理権設定となります。今まで何も問題は聞いておらず、更新になります。許可は妥当と判断いたしました。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、議案第4号に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号は同意することに決定しました。

10:46	議 長	次に、議案第5号、非農地証明願について1件の審議をお願いします。
		それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号1番について説明します。現地確認は、5月26日に所有者と実施しました。申請地は、細田上塚田で市道54号線、下塚田と上塚田の境から北に300m行ったところの左側にある2筆です。申請地は50年くらい前までは地元の方が所有されて金柑等を栽培されていました。その後、放置され申請地の養豚場に隣接する農地を昭和49年に購入してほしいと要望があり、購入されたそうです。購入後の果樹等はもう枯れた状態でその後は草払い等を行い管理されていたそうですが、その後放置され木が生えて森のようになっています。周囲も同じような状況で、非農地判断基準に該当すると判断しました。以上、ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありますか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。
		議事が終わりましたので、その他に移ります。
		事務局説明をお願いします。
		以上で総会の全てを終了します。

第12回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

歌津茅秋 

根井明美 